別記様式第７（第８条第１項関係）

管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第１項関連）

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住　所
氏　名
電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　（ふりがな） 氏　名	
2　生年月日	年　月　日
3　離職時の官職	
4　離職前の求職開始日	年　月　日 （□離職前の求職開始日がなかった場合）

5　離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容

所属・官職	在職期間	職務内容
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

6　離職日	年　月　日	
7　再就職予定日	年　月　日	
8　再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：	
	再就職先の連絡先：	
9　再就職先の業務内容		
10　再就職先における地位		
11　求職の承認の有無	□有　□無	
12　官民人材交流センターの援助の有無	□有　□無	

13　官民人材交流センター以外の援助
（□官民人材交流センター以外の援助がなかった場合）

（ふりがな） 援助者の氏名又は名称	援助の内容

別記様式第６（第６条第３項、第４項関係）

失効届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第１項関連）

年　月　日

殿

住　所
氏　名
電話番号

年　月　日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第１項の規定による届出に係る約束の効力が失われました／地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

（記載上の注意）

職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第26条第３項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同条第６項において準用する同条第３項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。

別記様式第７（第８条第１項関係）

管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第１項関連）

年　月　日

内閣総理大臣　　殿

住　所
氏　名
電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　（ふりがな） 氏　名		
2　生年月日	年　月　日	
3　離職時の官職		
4　離職日	年　月　日	
5　再就職予定日	年　月　日	
6　再就職先の名称		
7　再就職先の業務内容		
8　再就職先における地位		
9　求職の承認の有無	□有　□無	
10　官民人材交流センターの援助の有無	□有　□無	

（記載上の注意）

□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

別記様式第６（第６条第３項、第８条第３項関係）

失効届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第１項関連）

年　月　日

殿

住　所
氏　名
電話番号

年　月　日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第１項の規定による届出に係る約束の効力が失われました／地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

（記載上の注意）

職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第26条第３項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同令第29条第２項において準用する同令第26条第３項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことがみこまれないこととなりました」と記載すること。